

石岡ふれあいまつり（秋）～令和8年柿岡城まつり～開催要項

1. 【目的】 「収穫の秋」における市内農産物の販売や多様な主体による産業活動を通じて、市内外への石岡市の魅力発信及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。
2. 【主催】 石岡ふれあいまつり実行委員会（以下、「実行委員会」という。）
3. 【共催】 石岡市・石岡市八郷商工会・石岡商工会議所
4. 【協力】 （一社）石岡市観光協会・石岡市八郷商工会青年部・石岡市八郷商工会女性部
やさと農業協同組合・石岡商店会連合会・柏原工業団地運営協議会
石岡商工会議所青年部・石岡商工会議所女性会・石岡の地酒で乾杯推進協議会
新ひたち野農業協同組合・NP0 法人まちづくり市民会議・石岡市区長会
消費生活展実行委員会・石岡市消防本部・石岡市教育委員会・日本郵便株式会社
東日本旅客鉄道株式会社
5. 【開催場所】 柿岡商店街（車両交通規制：歩行者専用道路）
6. 【開催日時】 令和8年11月15日（日）10時30分～15時30分
（車両交通規制時間 10時00分～16時00分）
7. 【交通案内】 ①来場者用駐車場設置（R7年度：八郷総合支所他柿岡商店街近辺7カ所 合計約700台）
②無料ボンネットバスの運行（やさと農協本所⇄八坂神社手前⇄八郷総合支所）
③シャトルバスの運行（イベント広場⇄八郷総合支所）
8. 【行事内容】

柿岡商店街
・市内特産品、伝統工芸品展示販売 ・市内事業所商品販売 ・消費生活展 ・市内飲食店による市農産物等を材料に使用した商品販売 ・スタンプラリー ・高円寺阿波踊り、柿岡小鼓笛隊、模擬上棟式、もちまき ・子供向け遊具（エアートランポリン等） ・働く車展示 ・ステージイベント - 大抽選会 - 納豆早食い選手権 - 各団体、個人が習得に励まれている活動の発表 など

9. 【態度決定】

- 1) 荒天等が事前に予測される場合・・・令和8年11月13日(金)正午までに決定
- 2) 開催当日の天候不良の場合・・・開催当日午前6時
- 3) 開場後の急な天候不良の場合・・・その時点
- 4) 石岡市内で警報等が出た場合は中止するものとする。

※来場者及び出店者等への態度決定の周知方法について

ホームページ・メールマガジン・防災無線等により広報する。また、石岡市役所への電話問合せ等に対応をする。なお、事前に中止が決定された場合、出店者等には個別に電話及びメールで対応する。

10. 【不測の事態への対応（責任の範囲）】

実行委員会が設置・運営する会場や設備及び事業内容において不測の事態への責任として保険（施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険）に加入することとする。ただし、出店者が展示・提供するサービスについては、出店者の責任とする。

※実行委員会が加入する保険詳細については、実行委員会事務局へご確認下さい。

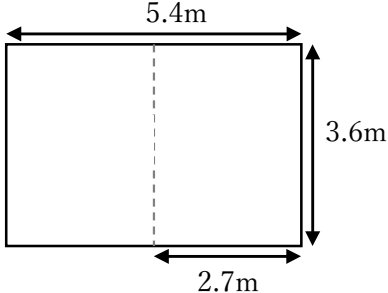
11. 【出店方法】

出店を希望する者は、申込期限(令和8年8月31日)までに実行委員会事務局(石岡市八郷商工会、石岡商工会議所、石岡市商工観光課のいずれか)へ必要書類を添えて申し込むこと。申込期限後の出店は原則として認めないものとする。

なお、出店希望者多数の場合は、抽選により決定する。この場合において、当選者には「当選通知書」、落選者には「落選通知書」をもって、抽選結果を通知するものとする。

※出店決定後から開催中まで、実行委員会が出店にふさわしくないと判断した場合、出店をお断りする場合があります。

募集店舗数	①屋外 40 店舗程度 ・キッチンカー 10 台程度
募集期間	8 月 3 日(月)～8 月 31 日(月)
募集方法	広報紙 8 月 1 日号、市ホームページ、商工団体通知
出店条件	①市内で事業を営んでおり、生産加工または製造、販売している企業、事業所等 ②石岡市八郷商工会、石岡商工会議所、(一社)石岡市観光協会のいずれかの会員事業所 ③行政関連団体 ④その他、実行委員会が必要と認めた団体 ※役員が暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する店舗、団体等は除く

出店物	①市内で生産または市内の農産物等を使用して加工または製造された商品 ②市内の農作物 ③実行委員会で適当と認めた製品及び農作物 ④事業所、各種団体の活動等の展示 ※キッチンカーについては出店物の制限はなし。
規格・備品数	①<u>多くの出店者を募るため、原則1事業者あたり1区画までとする。</u> ②テント設営場所及び出店場所は実行委員会が定めた場所とする。 【屋外会場の場合】 ・1区画の規格は、横2.7m×奥行3.6m (横5.4m×奥行3.6m テントの半分)とする。 ・机、椅子は1区画につき、机2台、椅子2脚とする。 【キッチンカーの場合】 ・貸出備品はありません 
出店料他	【出店料】 テント1区画、キッチンカー1台につき、10,000円とする。 (ただし無料配布・展示のみの出店者等については、出店料を1区画2,000円とする。) 【備品追加料】 机1台につき1,000円、椅子1脚につき200円とする。 【出店料の返金等】 荒天等が事前に予測される場合等を理由に実行委員会が開催中止を決定した場合は、出店料を返金する。ただし、出店者の都合による当日のキャンセル等については一切返金を行わない。 【出店料とは別に負担となる経費(自己負担分)】 ・販売商品、展示品および材料費 ・区画内の装飾費 ・搬出入の経費 ・消火器(詳細は項目15参照)
提出書類	①出店申込書 ②取扱食品一覧及び配置図(食品を取扱う出店者のみ) ③営業許可証の写し (弁当、惣菜、漬物など事前に製造及び仕込みが必要となる出店者のみで、その製造及び仕込み場となる施設の営業許可証) ④腸内病原細菌検査結果表の写し(食品を取扱う出店者のみ)

提出書類	⑤身分確認のための本人を確認できる書類のコピー１部（運転免許証、健康保険証、外国人登録証など） ⑥暴力団排除等に関する誓約書 ※申請いただいた書類一式は返却いたしません。
------	--

※参加決定及び出店場所は実行委員会により決定する。なお、参加者多数の場合は、抽選により決定する。

12. 【出品物及び展示品の管理】

出品物及び展示品の管理については、全てをその出店者の自己責任とし、食中毒などの食品衛生管理に関して発生する損害、火災、盗難及びその他不可抗力と思われる事故や災害による損失についても、実行委員会は一切その責を負わないものとする。

13. 【施設及び備品等損害時の対応】

出店者が、故意又は過失により会場となる商店街私有地施設及び備品等に損害を与えた場合には、原因者に対し復旧のための費用弁償を求める場合があるため、会場施設及び備品等を利用の際には十分に気をつけること。

14. 【食品の取扱いについて】

1. 出店者は食品衛生法の観点から衛生状態を確保しなければならない。
2. 出店場所での調理行為は加熱等の簡易な行為に限定し、食材の仕込みは一切禁止とする。
3. 弁当・惣菜・漬物などは営業許可施設で製造し仕入れたものとし、出店場所で盛付け行為は行わないこと。
4. 食品は適正な温度で保管できる施設を設け、雨、風、直射日光を避けること。
5. 出店者は出店前・出店期間中、健康管理に注意を払い、体調不良や切り傷等がある場合、調理をしないこと。
6. 食中毒などの食品衛生管理に関して発生する損害については出店者の責任とし、実行委員会は一切その責を負わないものとする。

15. 【消火器の設置】

1. 火気器具等(ガス・電気・石油・炭などを使用する器具)を使用する出店者は消火器を設置すること。
2. 消火器は出店者負担とする。
3. 消火器は「能力単位」が掲載されているものを使用すること。(エアゾール式簡易消火器・住宅用消火器・「能力単位」が掲載されていない消火器は使用不可とする。)

16. 【宣伝方法】

1. ポスター及びフライヤーの作成・配布
2. 市報及び市・石岡市八郷商工会・石岡商工会議所ホームページに開催記事を掲載
3. 防災無線
4. 各種 SNS での発信
5. 観光いばらきの掲載

17. 【会場区域内での禁止事項】

1. 会場区域内への小型無人飛行機（ドローン等）の持込み・使用については、禁止する。
2. その他禁止事項については実行委員会で決定する。

18. 【申込及び実施・運営に関する問い合わせ先】

〒315-0116 石岡市柿岡 2009-3

石岡市八郷商工会（石岡ふれあいまつり実行委員会事務局）

TEL 0299-43-0247 ※土日祝日を除く

〒315-8640 石岡市石岡 1-1-1

石岡市商工観光課（石岡ふれあいまつり実行委員会事務局）

TEL 0299-23-1111（代表）※土日祝日を除く

19. 【その他】

この要項に定めるものの他、必要な事項は実行委員会が別に定める。